

株式評価 国税庁が新たな評価方法案を提示

国税庁より新たな株式評価の案が示されたようです。それによると、

【一般の事業会社】

(①簿価純資産価額 + ②数年分の超過収益 (通常利益を上回る利益)) × 一定の係数

【特定の評価会社 (収益力を基礎とした評価になじまない一定の会社。範囲未定)】

純資産価額方式をベースに評価方法を検討

の2つを軸として検討がされているようでございます。



一般の事業会社案

【解消できる課題】

・会社規模に関わらず単一の評価方式へ ・「リース」や「退職金」など利益を圧縮して株価を下げる手法を除外へ (非経常的費用は計算から排除)

【国税庁案】

(①簿価純資産価額 + ②数年分の超過収益 (通常利益を上回る利益)) × 一定の係数

【国税庁資料 (第5回有識者会議資料 (R8.8.20) を抜粋)】

➤ 株価の計算に必要なものは、①直前期末の貸借対照表と②過去数年分の損益計算書等のみ

(①簿価純資産)

(②当期純利益)

資産の部	負債の部
流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	
	負債合計
	純資産の部
繰延資産	株主資本
	評価・換算価額等
資産合計	純資産合計

①簿価純資産

売上高
売上原価
売上総利益
販売費および一般管理費
営業利益
営業外収益
営業外費用
経常利益
特別利益
特別損失
税引き前当期純利益
法人税、住民税及び事業税
当期純利益

②当期純利益

× 過去数年分

※ 配当金の額は、資本変動計算書から確認

➡ 複雑な業種目判定や1株当たり資本金の調整等が不要。法人税申告書等から容易に把握可能

特定の評価会社案

【対象会社】具体的な範囲は今後検討される予定ですが、会社資産の多くが不動産や株式で占められる資産保有会社などを念頭に検討されている可能性が考えられます。

- ・一般の事業会社については継続企業を前提とした上記の評価方法を検討。一方、収益力を基礎とした評価になじまない一定の会社については「特定の評価会社」として位置付けるべき
- ・「特定の評価会社」は純資産価額方式をベースに評価方法を検討してはどうか？
- ・不動産の評価方法はより簡便的な評価方法の検討がなされるべき
- ・法人が貸付用不動産を取得した場合の評価はどうすべきか？

従来の評価方法からは大きく変わる見込みのため、今後の事業承継に一定の影響を与えるものと考えられます。また、従来の純資産価額をベースに検討される「特定の評価会社」の範囲も影響が大きく、範囲に含まれるか否かで株価が大きく変わる可能性があるため、今後注視が必要と思われます。また、続報があればご報告させていただきます。



こんにちは！お盆が過ぎても毎日暑く、いかがお過ごしでしょうか。
私は先日、お盆休みを生かして「しまなみ海道」へサイクリングへ行ってきました！初めて行ったのですが天気も良く、景色も綺麗でなかなかのいい時間を過ごさせて頂きました。
1日サイクリングをした後の楽しさといったら、当然キンキンに冷えたビールです (笑)。宿泊先は海沿いだったのですが、疲れた身体に夕暮れを見ながら飲むビールは本当に最高でした。